

## 障がい福祉サービス

障がいのために、居宅における介護や通院時の介助、自立訓練や就労移行支援等の日中活動、グループホームや障がい者支援施設等への入所等の支援が必要な方に対し、障がい福祉サービス費の支給を行います。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法による障がい福祉サービスでは、身体障がい・知的障がい・精神障がいといった障がいの種別にかかわらず、共通の仕組みによるサービスが提供されます。

※介護保険の要介護・要支援認定を受けられる方については、介護保険給付支給限度内において障がい福祉サービスより介護保険サービスが優先されます。

### 【対象者】

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、政令で定める難病 130 疾病罹患者

### 【サービスの体系について】

障がい福祉サービスにかかる給付は、日常生活に必要な支援を受けるための「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につけるための「訓練等給付」の二種類に分けられます。

また、サービスが提供される場所などに応じて、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、昼間の訓練や活動などで利用できる「日中活動系サービス」、夜間の住まいとして利用できる「居住系サービス」があり、昼間と夜間にそれぞれ必要なサービスを組み合わせて利用することができます。

### ■ 訪問系サービス

#### 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】

サービス名	給付の種類	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方、または知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
行動援護	介護給付	知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護の必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
同行援護	介護給付	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。
重度障がい者等 包括支援	介護給付	常に介護を必要とする方のなかでも介護の必要性がとて高い方に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に行います。

短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
-------------------	------	---

■ 日中活動系サービス

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)】

サービス名	給付の種類	サービス内容
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする方に、おもに日中に障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
療養介護	介護給付	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	訓練等給付	一般企業等で雇用されることが困難な方に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

■ 居住系サービス

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)】

サービス名	給付の種類	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付 介護給付	主として夜間、地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言などを行います。
施設入所支援	介護給付	その施設に入所する障がい者等につき、夜間における入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。

※ 平成26年4月1日から、共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)へサービスが一元化されました。

■ 地域相談支援 H24.4.1 新設

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)】

サービス名	サービス内容
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者、保護施設・矯正施設等に入所している障がい者つき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

■障がい児通所支援（児童福祉法）H24.4.1 新設

サービス種別	対象者 ※1	サービス内容
児童発達支援	障がい児 (未就学児)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 (改正前の障がい福祉サービスの「児童デイサービス」や知的障がい児通園施設に相当するサービス)
医療型 児童発達支援	障がい児 (未就学児)	児童発達支援(日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援)及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	障がい児 (就学児)	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。 (改正前の障がい福祉サービス「児童デイサービス」に相当するサービス)
保育所等 訪問支援	障がい児	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。

それぞれのサービスを利用できる対象者は、児童の状況等により詳細な基準が定められています。  
詳しくは、申請窓口でご確認ください。

【障がい福祉サービスの利用のしかた】

障がい福祉サービスを利用するためには、事前に必要としているサービスについて申請をし、支給決定を受ける必要があります。申請は、市福祉総務課(鴨島庁舎本館2階)で受付しています。

1. 相談・申請

吉野川市の委託を受けた相談支援事業者(別項『吉野川市地域生活支援事業』を参照してください。)または市福祉総務課に、必要としている支援について相談をしてください。

障がい福祉サービスの申請が必要な場合は、市福祉総務課に申請します。

市は、「サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案提出依頼書」を申請者に交付します。

## 2. 「指定特定相談支援事業者」又は「指定障がい児相談支援事業者」と契約

申請者は、計画相談支援の提供について、指定特定相談支援事業者と利用契約を行います。  
障がい児の場合は、指定障がい児相談支援事業者と契約します。

「指定特定相談支援事業者」又は「指定障がい児相談支援事業者」は、「サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案」を作成し、申請者に交付します。

## 3. 調査

障がい者または障がい児及びその保護者と面接して、心身の状況や生活環境などについての調査を行います。

## 4. 調査・判定

調査結果の入力による一次判定（コンピュータ判定）と、一次判定結果や医師意見書を踏まえて審査会で審査判定される二次判定を経て、どのくらいサービスが必要な状態か（障がい支援区分）が決まります。（訓練等給付費のみの申請をされた方は、一次判定までとなりますので、障がい支援区分の認定は行われません。）

## 5. 「サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案」の提出

申請者は、「指定特定相談支援事業者」又は「指定障がい児相談支援事業者」が作成した「サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案」を市窓口に提出します。

併せて、「計画相談支援給付費・障がい児相談支援給付費支給申請書」、「計画相談支援・障がい児相談支援依頼届出書」を提出します。

## 6. 認定・通知

障がい支援区分や生活環境、申請者の要望などをもとにサービスの支給量などが決定され、受給者証が交付されます。

## 7. 「サービス等利用計画・障がい児支援利用計画」の作成、サービス提供事業者と契約

「指定特定相談支援事業者」又は「障がい児相談支援事業者」は、支給決定を踏まえ、サービス提供事業者と連絡調整を行い、「サービス等利用計画・障がい児支援利用計画」を作成し、申請者に交付します。

申請者は、サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約をします。

## 8. サービスの利用開始

受給者証を呈示してサービスの利用を開始します。

## 9. モニタリング

「指定特定相談事業者」又は「指定障がい児相談支援事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。

新たなサービスの利用が必要な場合には、申請者に対し、当該サービスの利用申請を推奨します。

### 【申請に必要なもの】

- ・印かん
- ・所得課税証明書（吉野川市外から転入された場合等、吉野川市の課税台帳で所得の状況が確認できない方のみ）

〔市町村民税非課税世帯のみ〕

- ・収入等が確認できる書類（年金振込通知書または年金が振込まれている通帳等）
- ・工賃等の就労収入額の証明書（利用している事業所等の証明、源泉徴収票等）
- ・租税や国民健康保険の保険料等を納付した証明書等

【利用者負担について】

利用者負担は、原則として障がい福祉サービス費として算定される額の1割です。

ただし、負担が重くなりすぎないように、ご本人の収入及び世帯の所得の状況等に応じて1カ月の負担上限額が決められています。

（食費・光熱水費等については、別途実費負担が発生します。）

※平成20年7月から、負担上限月額を判定する際の世帯の範囲が変更され、利用者が障がい者（通常18歳以上）である場合は、障がい者本人とその配偶者のみの収入等で判定することとなりました。

なお、利用者が18歳未満の児童の場合は、従前のおり住民票上の世帯で判定します。ただし、支給決定を受ける児童の保護者が障がい福祉サービスを利用している場合は、保護者とその配偶者のみの収入等で判定を行います。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯の方	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の方	0円
一般	市町村民税課税世帯で世帯の所得割合計が28万円未満 ※障がい児(通所施設、ホームヘルプ利用)	4,600円
	(i)市町村民税課税世帯で世帯の所得割合計が16万円未満 ※障がい者(通所施設、ホームヘルプ利用) (ii)市町村民税課税世帯で世帯の所得割合計が28万円未満 ※障がい児(入所施設利用[18,19歳含む])	9,300円
	市町村民税課税世帯の方(上記以外)	37,200円

【利用者負担軽減措置について】

○施設入所者の食費・光熱水費に対する補足給付

施設入所者で、負担上限月額の区分が生活保護、低所得の方は、実費負担となる食費・光熱水費に対して、年間の収入に応じ、特定障がい者特別給付費が支給されます。ただし、住民票の同一世帯に配偶者がいる場合は、原則として対象になりません。

○グループホーム利用者の家賃補助

グループホーム利用者で、負担上限月額の区分が生活保護、低所得の方に対して、月額1万円を上限に家賃が助成されます。家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額が助成されます。

【就学前の障がい児通所支援利用者負担の多子軽減措置について】 H26.4.1以降

障がい児通所支援を利用している児童と同一世帯に保育所・幼稚園・認定こども園等に通うまたは障がい児通所支援を利用する児童がおり、障がい児通所支援を利用する児童が第2子以降の場合 第2子：障がい児通所支援に係る費用総額の100分の5の額

第3子以降なら無償 と、所得区分ごとの負担上限月額を比較して低い方を利用者負担上限月額とみなします。